

児童扶養手当法の一部改正

児童扶養手当の対象が 拡大します

これまで、公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など）の受給者は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月1日以降は、年金額が児童扶養手当より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

支給開始日

これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった人のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている人が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

今回の改正により新たに 手当を受け取れる場合

- ・子どもを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合

- ・父子家庭で、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

※受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、福祉事務所へご相談ください。

福祉事務所 児童福祉係

問い合わせ・申請先
0424・12229



東京や大阪での商談会にも須崎を売り込みに行ってきました

今回は、地域おこし協力隊として、須崎市の6次産業の推進のために走り続けている松田隊員のレポートです。

6次産業とは何のこと？

よく質問されますが、6次産業とは、1次産業（農業・漁業・林業）従事者が2次産業である加工等や、3次産業である販売等も手掛けるということです。1・2・3を足しても掛けても6になるから6次産業というわけ

その18
須崎のためにガンバリッ!

元気が 奮闘記

6次産業に興味のある方は、お声がけください！



松田 隆馬

けです。

須崎の野菜・果物や魚介類はそのまま食べてもおいしいので加工する手間をかける必要はないのは確かです。ですが、加工をすれば、日持ちもするので県外にもどんどん売れるし、廃棄していた規格外品も使えるようになります。付加価値を付けられれば、より高く売れることもできるのです。

須崎市の6次産業の課題

市内の6次産業者の課題として、加工施設と販路の問題があります。

市内には加工したくてもする場所がない、もしくは、加工を委託したくてもその業者が市内はおろか、県内にもないというケースすらあります。そこで、空き店舗になった飲食店など、金銭的負担が少なくても使用できる加工施設の可能性の調査などもしています。実際には、商品化までに試行錯誤を繰り返さ

なければならぬため、そのための試作用調理室も兼ねた施設が必要になります。販路開拓としては、業界向け（スーパーや小売店、飲食業など）の商談会や一般消費者向け試食会で販路開拓をしたりしています。

そうすることで、須崎の産業が少しでも元気になってくれると思っています。須崎市は県内でもまだまだ取り組みが少ないのが現状です。6次産業に興味のある方は、ぜひお声がけください。すべての産業に関わることなので、1次産業でない事業者の方でも構いませんよ。

1月24日（土）には、鍛冶町で開催予定の「ぐんま市」運営のお手伝いもします。須崎の旬を七輪で楽しむイベントです。皆さんぜひご来場ください。

元気創造課 元気創造係

0423・3051